

建築物空気調和用ダクト清掃業（3号）

登録手数料……35,000円（県証紙）

必要書類（各2部）

一部はコピーでよい（松山市で保管用）

• 登録申請書〔様式第1号〕

申請は事業主（本社又は代表権者のいる営業所）が行うこと。

登録は商業登記の有無に係わらず、営業所ごとにできる。

代表者の住所も記入すること。

• 設備・機器名簿〔様式第2号〕（例あり）

電気ドリル及びシャー又はニブラ、電子天びん又は化学天びん※1、
内視鏡（写真撮影可能なもの）、コンプレッサー、集じん機、真空掃除機

※1：1mg以上の分解能
を有するもの。

一台で多種機能を有する場合は、「〇〇計の機能も有する」と記入。

機種や形式が異なる場合は別々に記入。数量は保管している数を記入。

• 監督者等名簿〔様式第3号〕（例あり）

一人の監督者が他の事業登録や複数の営業所の兼務は認められない。

• 研修実施状況〔様式第4号〕（例あり）

1. 「ダクト清掃用機械器具の種類と使用方法」

2. 「ダクト清掃作業の安全と衛生」

様式第5-1号の作業班全員が研修を受けること。

対象者と参加者数は同じにすること。

パートやアルバイトの職員は（）内に区別して記入

上記の「研修項目」と実施時間を記入。研修は数日に分けて実施してもよい。

新規登録は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画の2部を作成

再登録は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画の2部を作成

• 作業実施方法〔様式第5-1、5-2号〕

1. 「作業工程」（ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。）

2. 「機械器具等の点検の方法」

3. 「ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法」

4. 「作業報告作成の手順」

上記の「項目名」とその詳細な内容を記入（別紙添付も可）機械器具は、様式第2号の全てを記入。

『清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号）を遵守します。』の一文を最後に記入すること！（内容は添付資料を参考）

委託がない場合は、「なし」と記入。緊急連絡体制は会社や担当者を図式化し、電話番号を記入。

• 機械器具の写真

様式第2号の全てを撮影し、器具の名称を記入。

機種が異なる場合は個別に、同機種の場合は1個又は一括して撮影。

• 監督者に関する書類

ダクト清掃作業監督者講習会修了証書の写し、又は建築物環境衛生管理技術者免状の写し

修了証書は講習後6年以内、又は再講習後6年以内のもの。

新規登録時に衛生管理技術者だった者が再登録する際は、免状の写しと修了証書の写しが必要。

原本は営業所に保管しておくこと。

• 社名、代表者等が確認できる書類

現在事項全部証明

<研修の基準>

- ① 従事者のすべてが受講できるものであること。
- ② 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ③ その内容が業務の安全及び衛生に関するものであること。
- ④ その指導に当たるものが、③の指導するのに適当と認められる者であること

指導者：ダクト清掃作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者

頻 度：作業に従事する者全員が原則年 1 回以上受けられること。

(一斉に実施するものでなくてもよい。)

<空気調和用ダクトの清掃作業及び機械器具その他の設備の維持管理基準>

- 一 ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を考慮した適切な方法により行うこと。
- 二 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
- 三 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
- 四 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
- 五 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- 六 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から五までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 七 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。